

日常生活自立支援事業と任意後見制度の一体的実施

—やすらぎ生活自立支援事業による新たな地域生活支援システム—

長野大学 山口 理恵子 (6505)

キーワード：日常生活自立支援事業、任意後見制度、地域生活支援システム

1. 研究目的

日常生活自立支援事業と成年後見制度の一部である任意後見制度の共通点は、ともに契約時に本人が契約締結能力を有する点である。日常生活自立支援事業の契約件数は開始から平成 24 年度末までで延べ 8 万件を超え、増加に伴い実施主体である社会福祉協議会における専門員や生活支援員の不足からニーズに十分に対応できていないなどの課題が生じている。一方任意後見制度については活用が進んでいない。制度開始時から 13 年間で任意後見契約の締結は 60,7076 件であり、さらに任意後見監督人の選任は僅か 3,488 件である。任意後見監督人の選任の少なさは、任意後見契約の発効が適切に行われていないことを示している。このことは主に親族受任者等で移行型任意後見契約の締結を行っている場合、本人の判断能力低下後も受任者が本人の財産を管理し、不当な代理権の行使が行われているケースが多いことの現れでもあるとして、問題視されつつある。また日常生活自立支援事業と成年後見制度は本来継続性・連続性を図りつつもそれぞれ制度の趣旨に基づき分業的に運用されることが望ましい。しかし日常生活自立支援事業の契約件数は、法定後見における保佐・補助類型と比較すると倍以上増加していることから、日常生活自立支援事業が経済的に成年後見制度を利用することが困難な層の一定の受け皿となっているとの指摘がなされている。さらに同事業における生活支援員の多くが、事業対象外の支援を制度的な根拠のない中で行なわざるを得ない状況が問題視されており、総じて制度の相互関係や分担が混乱している。

そこで本研究では、このような課題の解消や現在の制度の狭間にある人々のニーズ解決を視野にいれ、平成 24 年 4 月より大分市社会福祉協議会において独自事業として開始した先駆的实践「やすらぎ生活支援事業」の分析から、日常生活自立支援事業と任意後見制度を同一法人内で一体的に実施することによる地域住民へのメリットについて分析し、法人後見制度支援事業におけるモデル事業としてのつながりとするとともに本事業における新たな地域支援モデルに対する検証を行う。

2. 研究の視点および方法

大分市社会福祉協議会の実践から次の視点を基に分析を行う。

①日常生活自立支援事業における課題、②法定後見制度における課題、③任意後見制度における課題、「やすらぎ生活自立支援事業」は①～③の課題に対してどのようなメリットをもつのか。

3. 倫理的配慮

大分市社会福祉協議会及び関係者には研究の目的を説明するとともにその結果を研究以外に使用しない点について同意を得ており、同事業における利用者数、属性、事例については既に公開されている範囲に留め、プライバシーに配慮し個人を特定可能にする情報は公開しない。日本社会福祉学会研究倫理指針の定めを順守して行う。

4. 研究結果

現状では以下ものがあげられる。

- ① 日常生活自立支援事業と任意後見制度を一体的に実施することにより判断能力低下前と低下後の両時期に対する支援を実施できる。
- ② 同一法人における支援のため連続性が保てる。
- ③ 法人で実施することにより監督機能が担保されるため判断能力低下後は、すみやかに任意後見監督人を選任することで任意後見受任者による不正を防止できる。
- ④ 日常生活自立支援事業ではカバーできない入院時の支援、とりわけ入院時の保証機能や生活用品の手配をサービス内容に入れることで単身者に対する緊急時の意識化やその対応が可能になる。
- ⑤ 法定見制度における課題の 1 つである死後の事務について専門職の紹介をサービス内容に入れることで利用者に一定の準備等の働きかけ、意識づけを行うことができる。

5. 考察

やすらぎ生活支援事業の利用者の多くは単身高齢者である。同事業のメリットは日常生活自立支援事業の対象にならない判断能力のある対象者、身体障害者等が利用対象となることに加え、判断能力低下後は任意後見契約に移行可能であり、大分市社会福祉協議会が継続して法人後見を担うことになるため、支援の連続性、一貫性が保たれスムーズに後見業務を開始することができる点である。また入院、入所時の身元保証については、日常生活自立支援事業、成年後見人等双方において支援の対象外となっており民生委員の間でも地域福祉活動として個人で担うこと困難である性質のものとして課題とされてきたが、本事業では一定の条件の下でサービス内容として規定していることから、社会福祉協議会という地域性、公共性の高い法人の特質をいかし、現行制度の狭間にある対象者のニーズに応えた事業といえる。またこのような先駆的实践は、現在判断能力には問題がないが現在や将来の生活に何らかの不安を抱えている高齢者世帯や地域住民全体に対し啓発としての効果をもたらしている。今後の課題は現在任意後見制度の内容（代理権、取消権）をめぐって現在議論が重ねられている中で、契約者が任意後見契約に移行した際に、本事業に従事する人的資源や財源の確保を含め、法人後見としての支援体制をいかにして築いていくかという点である。

※本研究は平成 25 年度公益財団法人三菱財団社会福祉事業・研究助成に基づく成果の一部である。